

堺市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月30日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

危機管理室

## 第3 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和3年10月31日）

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 防災課

#### (1) 防災備蓄等整備事業について

防災備蓄等整備事業について、大規模災害が発生した際、発災直後の応急対応を行うための食料や資機材を防災拠点となる区役所や指定避難所などに配備するとともに、良好な避難生活を確保するため、指定避難所などの環境整備を行っている。

この事業について、以下のとおり意見を付す。

#### [備蓄の更新計画について（意見）]

備蓄物資について、本市において更新目安を記載した備蓄計画は策定されていないが、食料品及びガソリンは賞味期限や使用期限を台帳等で管理し、計画的に更新を実施している。しかし、そのほかの備蓄物資については、使用期限や耐用年数等の整理ができておらず、明確な更新計画を立てていない。

そのほかの備蓄物資についても使用期限及び耐用年数等に関するメーカーからの意見聴取や他市の状況等を踏まえて、更新目安を明確にし、

計画的な備蓄を検討されたい。

## 2 共通項目

### (1) 公有財産（土地）の管理について

公有財産（土地）の管理に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### (2) 物品購入について

物品購入に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### (3) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### (4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 切手等受払簿の整理

切手等受払簿において、所属長の決裁を受けておらず、物品取扱員の確認印や使用者の押印もないまま、切手を払い出しているものがあった。

#### イ 公金外現金の取扱い

堺泉北地域防災相互無線協議会の事務で扱っている公金外現金について、以下のものがあった。

(ア) 取扱いの規定では、収支整理者と出納取扱者を定め、それぞれが行うべき事務を定めている。しかし、収支整理者が徴収簿の整理や収入伝票及び支出伝票の作成をすべきところ、出納取扱者が行っていた。

(イ) 現金出納簿兼収支整理簿について、令和3年4月以降、収支整理者の押印がなかった。

(以上 危機管理課)